

原子力損害賠償支援機構

第5回運営委員会

平成23年10月27日

原子力損害賠償支援機構

午後1時30分 開会

○下河辺委員長 それでは、定刻となりましたので、第5回目の運営委員会をこれから開催いたします。

本日は、昼日中、大変お忙しい時間帯にもかかわらず、運営委員会のメンバーの方、全員お集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日は、緊急特別事業計画の内容につきまして、委員会といたしまして自主的な合意を見たいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元資料1の本日の議事次第に従って、本日の議事を進めてまいります。

それでは、早速ですが、資料3として配付しております特別事業計画（案）、及び資料5といたしまして、今日の段階ではまだ案ベースでございますけれども、東京電力からの当支援機構に対する資金援助申込み（案）が配付されておりますので、この2つの資料をお手元に置いていただきまして、その内容につきまして、[REDACTED]のほうからまずご説明をいただきたいと思います。

○[REDACTED] 後ほど、前回からの変更点は[REDACTED]からご説明いたしますが、ちょっと私のほうから3点申し上げます。

まず1点目は、今後の段取りでございます。本日ご議論をいただくと。それでその上で、内々ご了解いただいた後の話をして恐縮なんです、そうしたらどういう手順になるかと申し上げますと、今日の夕方に総理には内々本件をご説明することになっております。それで、ご了解いただければ、その後運営委員会としての正式な手続きに入ることでございますが、その次の週、来週でございますが、来週、枝野大臣の認定という手続きに入りますので、恐らく1週間ぐらいあいてから大臣が、また下河辺委員長、杉山理事長、西澤社長を呼ばれて認定をします。あわせてそのときに、次の総合特別事業計画のときには、こういう構えで自分はやると、あるいはこういう宿題を自分は出したいという話を多分おっしゃるんだと思いますので、どういう中身をおっしゃるのか、ちょっと内々のご相談をまた来週させていただくと、そんな日程でございます。

それから、2点目は、前回の運営委員会で特にご議論いただきました人件費、とりわけOBの年金の扱いでございますが、これは東京電力とも調整をいたしまして、それから関係する運営委員の皆様方にも内々ご了解をいただいたと思っております、成案がまとまりましたので、今日はそれも含めた修文案をご説明させていただきます。

それから、3つ目はちょっとロジ的な話で、ちょっと離れてしまって恐縮ですが、先ほどからお話があった11月の運営委員会の日程をちょっと多目に多分秘書を通じて日程を押さえさせていただいていますので、それをもうちょっと絞り込んでまたご連絡いたしますので、また近々すぐにご連絡いたします。

それでは、から変更点も含め、ご説明をお願いします。

○ まず、資料3、そちらをお手元を取ってください。

前回の各委員の方々からの修正の指示ですとか、ほか閣僚各位等の修正の依頼があった点、あるいは金融機関からの点等を踏まえて、何点か修正しております。

修正点を中心にお伝えしたいんですけども、まず最初に3ページ目をお開きください。

「本計画の前提」という部分です。こちら、前回の資料では、今、「①現状認識」、「②迅速な賠償の実現と改革の着手」というような形で番号が振ってあると思いますが、前回はそれがなくて、全体の文章になっていました。これは緊急特別事業計画の位置づけをもう少し明確にしたほうがいいのではないかというような要望がありまして、それに応じてこのような、次のページに至って③、④と分かれていきますけれども、章立てを明確にしております。

あわせて、「①現状に認識」の下から4行、「他方で、賠償費用や廃炉費用等の全てを合理的に見積もることは現時点では困難であるほか、経営合理化の本格化に向けては、経営・財務のより綿密な評価・検討を行う必要がある。これらの作業には、今後一定の期間を要することが見込まれる」として、総合の特別事業計画をつくるには時間がかかってしまうので、損害賠償のことを考えて緊急のものをつくり出すということがより明確になるような文章をつけ加えております。

それと、前回、からのご指摘にあったタスクフォース、経営財務調査委員会の報告資料からの連続性、それも少し明確にしたほうがいいのではないかというような指摘について、④の部分、及びその下のほうに参考として囲みで次の5ページにかけて、委員会報告からの抜き出した意見及び課題というものを載せています。

これらを載せつつ、④の文章の上から5行目から、1行目から読みますと、「東京電力に関する経営・財務調査委員報告では、総括的な課題として、『調査分析結果を受けての意見』及び『東電改革と関連する幾つかの課題』を挙げている」と。それが今申し上げた下のほうに参考としてつけてある枠組みで囲ってある文章で、これ、報告資料自体にはもっと長い文章として書いてあるんですが、それを要約して短くまとめています。「東電及び機構は、これらの検

討事項も念頭に置きつつ、本計画、及びこれを改訂する『総合特別事業計画』の期間を通じて、委員会報告において実施すべきとされた経営改革の取り組みを、徹底して実行に移す」として、前の委員会で、冒頭との連続性が明確になるようにというような表現構成にしております。

続きまして、細かい「てにをは」の部分は省略いたしまして、21ページになります。

21ページ、「イ．賠償実施状況のモニタリング」という部分です。こちらの4行目からになりますが、「具体的には」という部分、4行目以降の5行を加えておりまして、「具体的には、東電に賠償金支払い専用の口座を設け、機構は毎月、東電が賠償金支払いの見通し額を適切に見積もっているかを検証した上で、次月末までに必要と見込まれる額のみを資金交付の額の範囲内で当該口座に振り込むこととする。併せて機構は、当該口座の資金が迅速かつ適切に賠償金支払いのみに使用されているかについて、検証を行う」として、機構から東電に資金交付にかかわるお金を振り込む場合のオペレーション、そちらの基本的なルールを明確にしております、口座を必ず明確に分けて設けるということ、それから毎月単位での概算払いを行うということ、そのかわり事後に機構のほうで本当に損倍賠償だけで使われたかどうか、それを検証するということ、この3点を記載しております。

続きまして、23ページを見てください。上から3つ目の黒ポツになります。これは大臣からの、経営委員会とその当時はマスコミ等の報道に書かれていましたが、トップレベルでのモニタリング、コミュニケーションの機会を設けてはどうかという指示に従って加えた部分です。

「経営合理化や資金繰り等財務管理、賠償金支払い等、改革推進に必要な事項に関し、機構・東電のトップが参加する『経営改革委員会』」——これは経営委員会ではなくて、経営改革委員会という言葉に変えてございます——「『経営改革委員会』を設置し、東電のトップレベルでのコミットメントの確保と実効的なモニタリングを実施するとともに、機構の運営委員会においても東電の経営陣から定期的な報告を受けることとすると。また、現場レベルでも、機構は、職員がメンバーである『ワーキンググループ』等を通じて、取り組みの進捗状況を管理する」、このような文章を加えております。

イメージ的には、この経営改革委員会というものは月1度ほど開いて、そして運営委員会における東電の経営陣からの定期的な報告は2カ月または3カ月に1度ぐらい、現場レベルでのワーキンググループの中での共同ミーティングは週1度ぐらいと、そのような頻度を考えております。ワーキンググループでの共同メニューを踏まえて、機構の中では機構のメンバーから運営委員会に状況報告、東電の中では東電のほうのメンバーから取締役会等を通じて経営トッ

ブに報告と、そのような中で経営改革委員会及び運営委員会における報告というものが行われていく、そんな流れを想定しております。

もちろん経営改革委員会での議論についても、運営委員会に逐一報告する予定ですし、そこで意思決定するようなものについては、事前に運営委員会にて議論すると、そんな流れを考えております。

続きましては、27ページ、「経営合理化のための方策」の部分です。こちらの「①設備投資計画等の見直し」という部分について、設備投資の中に「iii) 修繕費」、これが入っているのが見る人によっては違和感があるので、それがわかるような表現を追記してほしいという[]からのご指摘がございまして、上のほうの文章、「投資計画は電気事業を営む東電にとって根幹をなす計画であり、また、減価償却費や設備投資に基づく固定資産の機能を維持するための支出である修繕費は」という形で、修繕費と設備投資の関係をここに表現いたしました。

それと、次の28ページ目をお開きください。「コスト削減の徹底」という部分ですが、まず最初に、下に「i) 資材・役務調達費用」とありますが、その中に23年度に削減する金額が紛れ込んでいるんですけれども、わかりづらいというようなご指摘がございましたので、それぞれの費用というのを題目の横に括弧で「(平成23年度コスト削減額：865億円)」というような表記を、以下、それ以降も続けて、今年度中に削減する金額というものをわかりやすく書いております。

それとあわせて、合計の金額の部分も、上から6行目になりますか、「平成23年度において2,374億円」という、斜体で字体を変えて見やすくしております。

それと、その下の2行、「資材・役務調達費用」という部分の上2行、これも単にここに挙げている部分をやるだけではなく、コスト削減についてさらなる深掘りをするということと、新たに実行可能なコスト削減策についても最大限実行していくと、これを加えるべきだというご指摘がありましたので、それをここに明記しております。

それと、30ページ目をお開きください。「退職給付制度の見直し」というのが真ん中より下のほうにあります。これは前回大激論になった部分でございますけれども、この確定給付企業年金について、どこまで対象にするか、それから終身年金、これを減額するか否か、そしてどの時期から実行するか、この3つに関して論点があり、タスクフォースが終了した時点では現役は1.5%、受給権者は2.25%以下に下げるということだったんですが、終身年金については減額しないと言っており、かつ実施も平成25年度中というのが東電からの案でした。

その後、機構ができてから、委員長からの会長・社長に対する直接の働きかけ等もありまして、いろいろ交渉を加え、ここに書いてあるように、評価率の下限の引き下げはタスクフォース時点と同じですけれども、終身年金についても30%減額するということ、それから実施時期を1年度前倒しにして、平成24年度から実施するということ。この結果、10年間の削減額トータルは、もともとの案では500億代だったものが、1,000億を超えるという、約2倍ぐらいの削減金額になりますが、そこまで削減すると。

かつ、もともとタスクフォースのレポートで数字上載っていた乙案というものの差が100億円ほどあるんですが、それもほかの人件費削減額によってカバーすると、これで通してもらえないかというような東電からの申し出がありまして、その金額、あるいはOB等の負担等を考えると、これで妥当ではなかろうかと考えましたので、その案をここに載せております。

このように数字を載せることで、それをもとにすぐにでもOBの説得というところの作業に図っていきたいというふうに東電が申しておりますので、ここで明記しております。

それと、32ページ目をお開きください。こちら本文の表記に短期の施策、中期の施策、長期の施策といろいろ書いてあるのでやや分かりづらいので、一覧できるような表にでもしたらどうかという [REDACTED] からのご意見をもとに、このような表にしてみました。短期、中期、中期というのは2年から5年、長期6年目以降というふうに施策の実行時期を分けまして、今年度数字が出てくるようなものについては緑色で短期というところを書いてあります。中期的に、今年度中から検討を始めるんですけれども、実際に数字が出てくるのは中期というようなものはオレンジ色で、そしていつ実際に数字が出るかわからないんですけれども、今年度中から検討の段取りを始めるというようなものは、やや見づらいんですけれども、黄色の点線で書こうという形で、このような表をつくっております。恐らく、これをもとに、11月中、あるいは年内中により詳細なアクションプランをつくって、それをもとに進捗を管理していくと、そんなような扱いをしていくのではなかろうかと、そう考えております。

あと、次の33、34は下の脚注をつけておりまして、以前も口頭では説明しましたが、不動産や有価証券、あるいは関係会社との売却金額をすべて、例えば不動産ですと2,472億円相当という言い方をしました。これは時価があるものですから、売るタイミングによって金額が変わってきてしまう可能性があるということで、相当と言ったんですが、それをよりわかりやすくするために、脚注をそれぞれつけております。不動産については33ページでして、34ページが有価証券や事業関係会社等々というものについて脚注をつけております。

修正点は以上でおおむね終了となります。

それとあわせて、横の資料4のほうは今の資料3の修正に合わせて修正しておりますので、後でござんいただければと思います。

それと資料5、資金援助申込み案というものがございます。こちらは東電からの申込み資料ということなのですが、先ほどの説明にありましたように、申込みと認可申請を同日に行うということですので、基本的には計画と同じ内容を記載しています。ただ、項目として、援助申込みに必要ない項目がございますので、援助申請申込みに必要な項目に絞って書いております。

ただ、一部大臣からの指示で計画に書き加えたというものがございます。5つの約束等ですが、そちらについては申し込みのほうには載せていません。それ以外は基本的には同じものを書いていきます。

駆け足になりましたが、計画案の修正及び今の援助申込みに関する説明は以上となります。

○下河辺委員長 ただいまの[]からの特別事業計画の最終案の内容説明、それから東京電力のほうから機構のほうに今日の段階でドラフトベースで提出がありました資金援助申込みの関係、どのような点についても、ご質問、ご意見があればいただきたいと思います。

前回ご欠席でした[]お気づきの点、何かございますでしょうか。

○[] すみません、[]失礼をいたしました。

いろいろご議論があったことは事務局のほうからも聞いておりますし、事前にご説明いただいたの、ざっと目を通しましたけれども、何点かちょっとご質問というか、コメントを申し述べたいと思います。

まず、「本計画の前提」というところ、3ページ、4ページのところは、これは非常に見やすくなってよかったと思いますが、ちょっと確認なんですけれども、この総合特別事業計画と本計画との関係というところなんですけれども、これを見ると結局この2段階で、今回は緊急で、次、来春を目途に本計画の改訂として出される総合特別事業計画の関係というのは、「①現状認識」の「他方で」と言ってあるところで、結局賠償費用や廃炉費用等のすべてを合理的に見積もることが現時点では困難だということが1つの理由。さらに、経営合理化の本格化に向けては、より綿密な経営・財務の評価・検討を行うと、こう書いてあります。

普通に考えると、総合特別事業計画を策定する時点では、賠償費用や廃炉費用等のすべてを合理的に見積もることができるのかというふうに読めると思いますが、そういうことを今見通すのはそもそも困難ではないのかという気が、今よりは多少というか、かなり進んでいること

を期待はしますけれども、来春、ここでスケジュールを区切っていますので、来春というのはいつを指すかわかりませんが、常識的に考えれば、年度末か、あるいは年度を超えてもゴールデンウィークとかそういうことなんでしょうと思いますけれども、そこまで賠償費用や廃炉費用等のすべてを合理的に見積もるということは、ちょっと難しいのではないかという気がするので、この「他方で」だけを理由にして２段階に分けるとするのは、ちょっと無理があるような気もするなと思いましたので、ちょっとその、もちろん逆にずるずる延ばしてももちろんいかんわけなので、合理的に見積ることができるときに総合特別事業計画を出すという、この論理的なつながりをもう少し切断しておいたほうがいいのかという気がいたしましたというのが第１点です。

それから、２点目に、これも言いぶりの問題で、「③改革の本格化段階」というところに書かれている含意なんです、１つは電気事業制度の改革の動向等とあるので、これは東電だけの問題というよりは、より幅広い視点からの我が国の電気事業制度の改革の議論も相当程度進むであろうということを念頭に書かれていると思いますが、やはりそれもこの当委員会とは別の場所で、もちろん連携はとるでしょうけれども、別の場所で議論されるものと了解をしておりますので、非常に他律的な要素であって、そこがどうなるかわからない中で、これも踏まえるのでという程度でいいかもしれませんが、「抜本的な見直しを行う」というふうに書いてあるのが、この電気事業制度の改革の動向が、例えば道半ばだとしたときに、本当に抜本的な見直しというのでできるのかというところで、「抜本的な見直しに向けて検討を行う」ぐらいだったらいいのかもしれませんが、これは見直した結果を改訂版として反映させると読めるので、そこまで、「退路を断つ」と書いてあるので、これは東電が退路を断つんですね。委員会が退路を断つ必要はもちろんないのではないかという気がするので、ちょっとここまでやるのは少し考えたときに無理があるのかなという気がするので、少しこの抜本的な改革に向けた、ある一定のオン・ザ・ウェイというところの表現を、表現はお任せしますが、入れておかないと、これはちょっとすべてはこの総合特別事業計画において収められるというふうに見えるのは、やはり無理ではないかというふうに思います。それが非常にマクロ的なコメントです。

それから、もう少し細かいところで、年金のところはおっしゃるとおりだと思いますので、非常によいと思います。もう一つは、これは今回の東電からの資金援助というのは、あくまでも賠償支払いに基づくものなので、それ以外の経営の部分というのは、もちろんこの制約を受

けるわけですが、別に機構に管理されているわけではないという、こういうふうなことだと思うんですが、そのときに、例えば27ページの「経営の合理化のための方策」というところで、例えば設備投資計画とか、要するにみずからが出資をするとか、あるいは新たな出資をするとか、新たに資金を使うとか、あるいは新たな借入を行う、みずから行わなくても、例えば関連会社、子会社が行うということというのは十分あり得ると思うんですが、その書きぶりのところで、ちょっと難しいんですけども、どこまでこの委員会が東電のそういった、今申し上げたような行為に対して、インターベンションできるのかというのが、ちょっとこれではよくわからなくて、その部分が何かとつかかりがあるような、この委員会が、例えばこれはちょっと今の現状にかんがみ、こんな借入れをしてはいかんのじゃないとか、こういうことをやるのはやり過ぎではないかというものもあろうかと思うんですけども、現実にもそういう話も仄聞はしているんですけども、それに対して何も言えないというのは、どうなのかなという気がするんですよ。

どこに書けばいいのかわからないんですけども、要するに、関連会社とかは見直しはしますと言って、それは前にもちょっと聞きましたけれども、要するに委員会の報告に沿った形でやるし、それ以上のものも継続とされたものについても負担の見直しを行うというのは書いてあるんですけども、他方で、例えば子会社、関連会社が新たに借入れをすると、それも非常に巨額の借入れをするというものに対して待ったをかけるということには、ちょっとどこを読んでもならないのかなと思うんです。

そういったものというのは、どこまで経営の自主性というものにたがをはめるのかなというのがちょっとわからなくて、ちょっと不確かなコメントで申しわけないんですけども、それをちょっと指摘しておきたいと思います。この「経営の合理化のための方策」の書きぶりが、先ほど言った不断、抜本的とかいうのとちょっとほど遠い感じがするんですね、もっと言うと。そこのブリッジが余りないのかなという気がします。

○下河辺委員長　ありがとうございました。

3点ご質問、ご意見をいただきましたけれども、1点目の点は、若干修文が必要かなと思いますけれども、今回とりあえずまずは緊急という形で、この計画を取りまとめたということをはっきりとしようということで、この文章が入った関係がありますので、若干「てにをは」レベルでの修文は必要かなという気はいたしますけれども、そういう趣旨で、 が述べられたようなことまで含意しているものではないという理解ですので、ちょっと私のほうでもそこ

ら辺の文章をチェックします。

2番目、3番目、特に2番目は極めて意味のあるご意見だと思いますので、2番目と、それから3番目ですね、3番目の関係も箸の上げ下ろしといいますか、先ほど冒頭説明のありました今後設置されることになる予定の経営管理委員会、その下での東電のトップが数カ月に1回運営委員会にご出席いただいて、もろもろのことをご報告、そして意見交換をするという場を含めて、ここら辺の経営計画といいますか、大きな設備投資問題についても意見交換が図られていくんだらうと思いますけれども、それも踏まえて、まずは[]のほうからご説明があればお願いいたします。

○ [] 今委員長からお話のあった書きぶりの話は、ちょっと柔軟に対応いたします。多分合理的な見積もりの角度が現在よりも高まるという状況になるのか、ちょっと煮詰まっていないですけれども、そういった趣旨に、これは誤解を招くと思いますので、そこは誤解を招かないような表現に変えたいと思います。

それから、2番目の電力改革を含意したところは、これは他律的に決まるので、今回の総合特別事業計画との関係はどうするんだというご指摘だと思いますが、これはまさにおっしゃるとおりなんです、ここに書きましたように、私どもは法律上から3つの目的を背負っていると。その3つの目的を果たすために、電力制度改革については政府に対して必要な提言を、第三者委員会もしたし、それからこの機構としてもするということです。

それから、もう一つは、やはりこれは電力制度改革となると、政治の意思の問題だと思いますので、そうなるとどのタイミングで政治が決めようとしているのかということ念頭に置いて、私どもも東京電力の再生に向けたいろいろな計画を組んでいかななくては行けないと。今私が把握している範囲では政治の意思は、来年の前半にはとにかく選択肢という形では出したいと。それから、年内にはなるべくこの話についてある程度の方角性を決めて、その次の通常国会には早ければ法律を出したいと。

一方、原賠法の見直しというのは1年後にもう既にやることになっております。それから、機構法の見直しが2年後にやることになっています。したがって、今度の通常国会の5月、6月になれば、原賠法の見直しの議論は出てきますし、それから次の通常国会では、そもそも機構法の見直しの議論も出てくると。そういったことを念頭に置くと、やっぱり政策の議論が全部決まりきっていないけれども、それを先取りする形で今回の東電の総合事業計画というのは考えなくちゃいけないということだと、私ども事務局としては思っておりますので、ここはまた運

営委員会の皆さんにもご意見をいただきたいと思います。

それから、3番目に強制力をどこまで持てるのか、箸の上げ下ろしまで口出してどうするんだというご指摘だと思いますけれども、ここは要は、これはちょっと私の個人的な意見になりますけれども、改革をやるのであれば、それはあくまでも東京電力が自発的にやるような形にし向ける、あるいはインセンティブをそのように設計するというのが、実りある改革を成就するための必要条件だと思うんです。

ただ、一方で、機構は国民の税金をある種背中に背負って、3つの目的を果たすということになっていますから、そのために必要だと思えば、箸の上げ下ろしにも口を出さざるを得ないと。ただ、それには、先ほど申し上げた改革を実行あるものにしていくという観点からは、デメリットも大きくなるという、そのトレードオフを一つ一つ判断しながら、この運営委員会でもご議論してやっていただくということだと思っております。

ちょっと一般論でございますが、もし必要があればまた補足をいたします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

今の点に関して、何かほかの委員の方からも、関連してのご質問なりご意見、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかの点についてで結構でございますので、ご質問、ご意見、ちょうだいできればと思いますが。[REDACTED]

○[REDACTED] ご説明ありがとうございました。本日拝見した形ですと、読み手の方々にとって非常に読みやすくなっており、すごくよかったと思っております。

一つ質問があります。認可後の対外公表についてです。本日は特別事業計画と資金援助申込みの2つの提出資料を見せていただきましたが、私の理解では特別事業計画だけが公表されると思っておりました。両提出資料はほとんど中身が一緒ということもあり、公表についてはどのようになっているのでしょうか。

○[REDACTED] 手順としては、認可申込みがなされた日に、特別事業計画の策定についてこの委員会で議決をいただいて、経産大臣及び賠償担当大臣に提出をされると。恐らく1週間ぐらいおいて認定ということがあったときに、下河辺委員長に記者会見もやっていただくと、それまで伏せると、そういう位置づけでございますので、先ほどの申請と申込みということでは、本来であれば特別事業計画を記者会見して公表するのが、私ども機構運営委員会の役目だと思いますが、申請のところは、もし東京電力が必要であれば、彼らがプレスとの関係で、同じ日

にやるかもしれません。

○ 1点補足、今申し上げたのは4日までの段取りということで、4日以降、正確に言うと主務大臣の認定をいただく日以降のプレス対応でございますけれども、基本的には、見ていただければわかりますとおり、機構のクレジットが入ってございますのは特別事業計画のみでございますので、いずれにしても機構として公表する、あるいは主務大臣において公表されるのはこの特別事業計画のみでございます。そして、我々が現時点で承知しておりますのは、東京電力において、この資金援助申込み、ごらんいただければわかりますとおり、中身はかなり共通しているものもございますので、別途この資金援助申込みを公表されるご予定は今のところないというふうに聞いております。基本的には特別事業計画が公表されるというふうにお考えいただければと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございませんか。

それでは、特になさそうでございますので、本日資料3ということでお諮りいたしました緊急特別事業計画、今日の運営委員会の席上、先ほど 〇〇〇〇〇〇のほうからご意見をいただきましたので、それに関連して必要な修文等を行うということにいたしまして、内容については、本日の資料3の内容で運営委員会の委員の皆様の合意がいただけたものというふうに委員長は判断をさせていただきますがよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料3の内容でもって、最低限必要な修文を若干させていただいた上で、その関係については修正等は委員長のほうにご一任をいただくということで、お任せをいただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、緊急特別事業計画についてのご審議は以上でもって終わりましたので、次に議事に移りたいと思います。

平成23年度機構予算及び資金計画の変更についてでございます。

今回、東京電力の資金援助申込みを受けまして、当支援機構が資金援助をする場合、これに伴いまして、当然のことながら、当初当機構の発足に伴いまして、第1回の運営委員会で議決させていただいております平成23年度の予算を変更する必要が生じてまいります。

また、それ以外にも、この間、大分深掘りといいますか、作業が進みました訪問相談、いわゆるキャラバン隊の派遣等の関係でも追加の費用が必要となっておりまして、この関係での予算計上も見込まなければならないということになっております。これらの点を踏まえて、本年度予算の変更をお諮りするということでございますので、ご担当の 〇〇〇〇〇〇よりお願い

をいたします。

○ [] お手元資料6でございます。平成23年度原子力損害賠償支援機構の予算と資金計画の変更の必要性が生じているということでございます。

主な変更点、3点ございます。1つ目は、この資料6の5枚目に収入支出予算のページがございまして、こちらに交付国債の償還金、それから資金交付金というところの項目を立てまして、現在の予算は2兆円まで認められておりますので、2兆円を計上したいと思っております。

次のページ、同じように資金援助事業収入の資金計画でございますので、2兆円を計上するということでございます。

それで、もう一つ、訪問相談のところ、後のほうのちょっとページが小さい紙のところに訪問相談委託費用として約6億円を計上しております。

あとは、ちょっと技術的な修正でございますけれども、予算総則のところ、2枚目でございますけれども、第2条というところで、これはリースのところについて、予算総則に記載する必要があるという指摘が主務官庁のほうからありましたので、これを修正している、ちょっと技術的な内容でございます。

変更認可の中身は、大まかに言ってこの3点なのでございますけれども、財務省との調整が全部現時点で済んでいるわけではございませんで、実を申し上げますと、その関係で明日の議決までに、財務省との調整を了したものについて議決の対象とし、財務省との調整を了しなかったものについては議決の対象からは外して、後日改めて議決をするというふうにさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○下河辺委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの [] のご説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいまご説明がありました予算の変更等につきまして、若干ただいま [] のほうから明日の段階での修正の可能性の説明がありましたけれども、そのような場合には委員長のほうで対応させていただくということにいたしまして、基本的に予算の変更案については、ご説明をいただきました資料6の内容でご承認をいただくということでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

本日本予定をしておりました審議事項は以上ですべてということになります。

以後は、次回以降の段取りのご説明ということになりますが、本日の委員会でも冒頭事務局

長等からもご説明をさせていただいておりますが、東京電力からの当支援機構への資金援助申請、それから支援機構・東電による特別事業計画の主務大臣への認定申請から予算案の変更申請は、すべて明日、28日のうちに、1日のうちにすべてまとめて了するということを予定しております。

つきましては、当支援機構の業務方法書の4条に定めておるところでございますが、運営委員会は委員長がやむを得ないと認めるときは書面開催をすることができるものとするとの規定がございますので、今回、委員長はやむを得ない事情があると認めまして、明日の28日の運営委員会は、この規定によりまして書面開催でもって開催をさせていただきたいと考えております。議題は特別事業計画の議決と、平成23年度機構予算及び資金計画変更の議決ということになります。

委員の皆様からの議決、ご同意のとり方については、議決権行使書といったタイトルの書面に個々の運営委員、それから執行部も含めてですけれども、運営委員会の構成委員全員から明日ご署名をいただくという方式を予定して、書面決議を了するということを予定しているそうでございますが、時間とか、段取り等については、後ほど個別に委員の皆様には打ち合わせをさせていただくということをしておりますが、時間帯としては明日の午前中に署名をいただくということが、それ以降の段取り上、必要なそうでございますので、ご多忙のところ恐縮ですけれども万障繰り合わせて、ご署名のほうをご協力お願いできればと思っております。

さらに、特別事業計画の認定を得ました後には、速やかに東京電力への当支援機構からの資金援助の決定を支援機構の運営委員会として議決する必要があるございます。

さらに、現在開会中の臨時国会で、第3次の補正予算が可決された場合には、当支援機構への国からの交付国債の総額が、それまでの2兆円から3兆円上積みになりまして、総額で5兆円となりますので、当支援機構の定款そのものについても2兆円とあるところを5兆円に増額の変更をするという議決が必要になります。これらにつきましては、現段階では書面開催による運営委員会での議決をお願いをいたしたいと思っておりますけれども、詳細が詰まり次第、また事務局のほうから、段取りについてはご連絡をさせていただきたいと思っております。

ここまでの関係で何か事務局長のほうから補足のご説明はございますか。よろしいですか。

のほうもよろしいですか。わかりました。

あとは、毎回のことでございますけれども、本日の運営委員会の議事録につきましては、事務局にて作成し、委員の皆様には後日ご確認をしていただいた上で確定をいたします。議事録の

扱いは非公表です。

本日は、公式の運営委員会の形式で開催をしておりますので、運営委員会の会合の開催内容については結果概要をプレスの対外的に配布をいたしますが、プレスのブリーフィングは行いません。必要があればプレス対応は運営委員長の私と事務局長にて、この結果概要に基づいて対応をさせていただきます。

本日の時点では、特別事業計画の内容については、具体的な公表をすることは予定しておりません。正式に来月4日に予定されております経産大臣の認定を経た後に、当支援機構として記者会見をさせていただいて、その内容についてご説明を申し上げるということを予定しております。

あと、委員会の開催日のキャンセルについて改めて、それは[REDACTED]のほうから。

○ [REDACTED] それは改めてまた。

○下河辺委員長 そうですね。それでは、以上ですべて終わりました。

改めて運営委員会の委員長として、10月3日の第1回運営委員会の発足以来、極めて短期間の間に、まずは緊急、足元の最大課題でありました第1次の特別事業計画が緊急特別事業計画という形で運営委員会として意見の一致を見て、明日正式に申請する運びになったということについては、調査委員会以来の委員の皆様、そしてまた支援機構の理事長以下の執行部の皆様方のご協力に改めて心から感謝を申し上げたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

それでは、今日の委員会はこれで終わりにします。ありがとうございました。

午後2時17分 閉会